

令和7年度第1回伊勢原市介護保険運営協議会 議事録

〔事務局〕 保健福祉部 介護高齢課

〔開催日時〕 令和7年8月7日（木）午後3時から午後5時00分

〔開催場所〕 伊勢原市役所 2階 2C会議室

〔出席者〕

（委員） 岡本会長、梶浦委員、青木委員、佐野委員、和田委員、小俣委員、石塚委員、種村委員、清水委員

（事務局） 石井部長

長寿介護課

平井参事兼課長、村瀬係長（介護保険係）、

小形係長（介護認定係）、濱田係長（高齢者支援係）、櫻井主事補

地域福祉推進係

新堀課長、加納主幹兼係長、栗田副主幹

〔公開可否〕 公開

〔傍聴人〕 0人

《審議の経過》

1 開会

2 議題

（1） 第10期伊勢原市高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画関連事項

（事務局より説明）

（会長）

ただいまの説明につきまして、質問、御意見等はございますか。

（委員）

生活圏域のニーズ調査ということで今回予定されているが、65歳以上を対象ということでは約3万人くらいを対象に行うということか？

（事務局）

こちらの調査についてはサンプリング調査となっており、当市の場合は2000件を対象に調査を実施する。

（委員）

2000人で大体大枠がつかめそうということか？約一割を対象にアンケートを行うのか？

(事務局)

お見込みのとおりである。国の方から、人口規模に対して推奨されるサンプルが示されており、その考え方にに基づき2000件としている。

(委員)

いままでもずっと継続的に行われているアンケートなのか？

アンケートの項目としても、継続して評価する部分と新規の部分を設定して行っているということか？

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委員)

2000人のなかの層別というのは、年齢、要介護度による違いなどある程度想定してお願いしているのか？

(事務局)

対象者についてはランダムサンプリングとしている。

(事務局)

要介護認定を受けている方は対象外となっており、高齢者人口の2万7000人から認定者数の5000人弱を引き、対象の10分の1程度が調査対象となっている。

基本的には調査内容の設計は国が行っており、一部市町村独自のオプション設問が入っている。国が決めた設問については内容や文言を変更するとニュアンスが変わってしまうので変更することは難しいが、オプション部分については市としての課題などに基づき独自の設問設定を行うことができる。

(委員)

高齢者の方が満足ある人生を全うできるということが1つの大きな目標となっているため、このアンケートからどんなことをするのが見えてくれば良いと思う。

逆に欲してしているけれどもそれを補うサービスが少ないというのもこれで見えてくると思う。

(事務局)

おっしゃるとおり、まずは現状把握ということで、本市にどのような課題があるのか把握したいと考えている。

(委員)

大きな調査だが、個人情報の管理は大丈夫か？

(事務局)

個人情報は回答頂かない形となっている。結果についてもすべて統計処理をしたうえで、個人名は出さずに計画書に掲載する。

(委員)

いままでも改定ごとに調査をやっているということだが、サンプルで出していただいたものを見るとかなり質問項目が多いため答えるのが大変かと思う。参考までに、前回の調査ではどれくらいの回答があったのか教えていただきたい。

(事務局)

回答率は71.9%、1437件が有効回答です。高齢者の方々に関心を持って頂いているという認識である。

(委員)

協力いただいた方には報酬はあるか？これだけの項目は時間と体力がいると思うが、そこは無報酬でお願いすることになるのか。

(事務局)

無報酬となっている。

(委員)

参考資料のニーズ調査の実施の時期はいつ頃か？

(事務局)

12月を予定している。11月に第2回の介護保険運営協議会があるため、そのときに調査項目の案を皆さんにお示しさせていただく。それに対し、委員の皆様から御意見をいただいで反映させたいので12月に調査実施という流れになる。

(委員)

1 1月に案を見せて頂くと調査の直前になるので、もし今日の時点でこんな質問があったら良いのではないかなど意見があれば、事前にアイデアを伝えていたほうが良いか。

(事務局)

いただけるとありがたい。

(委員)

資料を事前にいただけると、拝見して質問や要望を会の前に事務局にメールで送り、会の時にはそれを土台に検討できるため効率的になると思う。事務局もメールもらってから一週間は必要だと思うので、そのようなタイムスケジュールで準備いただけるとありがたい。

(事務局)

今頂いた御意見をふまえ、次回の会議までこういった形になるか内部で検討していきたいと思う。

(委員)

QRコードにより回答するのか？

(事務局)

今まで紙ベースのみの回答方法だけであったが、今回は回答方法の選択肢を増やすためにオンライン上での回答も選択肢として追加している。QRコードを読み込むと、すぐ回答フォームへ飛ぶことができるような方法を採用している。

(委員)

回答方法は、はい・いいえで答えるような質問なのか？

(事務局)

はい・いいえで答える項目もあれば、数字を入れる項目、選択肢から選ぶ項目など様々である。

(委員長)

次回、早めに見せていただければ非常にありがたいということで、あとはスケジュールについて検討いただくということでよろしいか。

今回この時点のものを見て何か意見があれば、また見きれいなくても自宅に持ち帰ってみて気づいたことがあった場合はメールなどで連絡して良いのか。

(事務局)

可能である。ただし、設問数が多いため現在事務局で削除する設問を精査している最中である。場合によっては御意見をいただいた設問が削除対象になっているかもしれないが、それを承知いただいたうえで御意見をいただくことは可能である。

(委員)

何か設問について意見がある場合はメール等で連絡しても大丈夫か。

(事務局)

ボリューム的に聞かなければいけない項目や比較検討しなければいけない項目があるため、できるだけ独自設問を見直ししている。何を削って何を入れるかご説明したうえで、意見をいただく方が、効率的に意見収集ができると思われる。

(委員)

会議の前に早めにいただいて、それに対して案を持っておくほうが効率的ということか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委員)

前回ご紹介頂いた伊勢原市けあぶろnaviが運用されているので、このページからアンケートを回答できるよう作ることができれば良いと思った。かなり設問数も多いため統計処理するにもウェブ上で集積したほうが効率良くできると思う。12月からの実施ということでおそらく1~2ヶ月かかるので年度末に結果が出てくるので、次年度に検討する期間が短くなってしまうため早め早めにできるようにしておいた方が良いと思う。

(事務局)

けあぶろnaviは全ての方が参照できるが、今回の調査は2000件を抽出してアンケートさせていただくもので、こういう方々に送って、その結果こうだったというデータを収集するものである。ただ、アンケートをすることはホームページでも周知ができると思う。

(委員)

ウェブの世界でどこまで情報収集できるかどうかかと思うが、サンプリングということであれば全面に告知するものでもないと思うので、その辺りをどうするか業者と相談しながら進めていく方が良いと思う。

(委員)

必須、オプション、独自とあるが、必須が国から指定されている設問で、独自が伊勢原市の独自のものか？また、オプションとは何か？

(事務局)

おっしゃるとおりである。オプションは国が用意した設問だが、やる、やらないが市町村に委ねられている調査項目となっている。

(委員)

この設問で調査を行うのではなくこれからさらに精査して検討するということか。

(事務局)

独自とオプションの項目は今後精査していく。

(会長)

ほかにございますか。特にないようでしたら、次の議題に進みます。

(2) 地域密着型通所介護の指定に係る意見照会

(事務局より説明)

(会長)

ただいまの説明につきまして、質問、御意見等がございますか。

(委員)

市が指定をするということだが、デイサービスなどの施設については市の指定があるのか？

(事務局)

介護保険制度のなかの地域密着型サービスという種別については、市町村が指定する権限がある。また、ケアマネジャーが在籍する居宅介護支援事業所に市が指定権限を持っている。

(委員)

13施設あるという話だが、そのような事業所は現在どれくらいあるのか？

(事務局)

地域密着型サービス以外の通常規模のデイサービスもあり、現在は17事業所ある。

説明があった事業所はそちらの中に含まれており、介護保険制度の中でデイサービスということで位置づけられている。それをより地域に密着した市の指定する事業に変更するような形で、地域密着型通所介護が13から14に増えることになる。

(委員)

いまの伊勢原の人口を考えてみて妥当な数字ということか？厚木市や海老名市、秦野市などと比べて遜色ないのか？

(事務局)

3年に1度、伊勢原市に不足するサービスについてケアマネジャーにアンケートを取っているが、そのなかでデイサービスが不足しているという回答はほとんどない状況である。

現在デイサービスについて総量規制を設けている趣旨としては、デイサービスの稼働率がそこまで高くないという状況があるからである。ただし、市としては介護予防を推進しているため、機能訓練に特化したデイサービスのみ条件付で指定するという計画となっている。

(委員)

今後高齢者の人口構成がどうなっていくか、機能訓練を行うことで要介護状態を回復させるようにという方向で持って行ければ良いと思う。市外の方は2割以下とあるが特に条件はないのか？

(事務局)

地域密着サービスは地域に根ざしたサービスということで、事業所の所在地の住民でなければ利用することができないルールになっている。伊勢原市にある事業所であれば、伊勢原市民しか原則利用できない。ただ例外的に、区域外指定という制度があり、やむを得ない事情がある場合については市外の住民の方についても利用することができるという制度がある。区域外指定による市外利用者の割合を2割以内に抑えることが今回の条件になっている。

(委員)

伊勢原市に住んでいたが転居して海老名市に行った場合に、伊勢原市の事業所を利用したいという方も対象になるのか。

(事務局)

区域外指定が認められる理由はケースバイケースとなっている。仮に厚木市に住んでいる人が伊勢原市の地域密着型サービスを利用したい時は伊勢原市の同意と厚木市の同意が必要になる。区域外指定は両方の指定権者の同意があってはじめて利用できることとなっており、地域密着型サービスの趣旨を踏まえ容易には認められない制度になっている。

例外的認められる事例として災害からの避難や虐待からの避難など何らかの事情があって住所を移せない方については認められる場合がある。

また、今回の事業所については現在伊勢原の利用者しかいないことを確認しており、転換によって今の事業所が利用できなくなってしまうという問題は生じない。

(事務局)

先ほどの事業所数の関係について、参考までに2020年データであるが人口10万人あたりの事業所数のデータがある。通所介護の数は、全国・県と比べたときに伊勢原市が18.0、県が12.6、全国が19.9となっており、県よりも多く全国よりは低いという状況である。地域密着型通所介護は、伊勢原市は14.0で県が15.6、全国が15.8であり、この時点では地域密着型通所介護は全国・県よりもやや少ないという状況である。今回通所介護から地域密着型通所介護に転換となるため、他の地域と比較しても遜色ないものと考えられる。

(委員)

条件付加について、全体の2割というのは1日の定員に対する2割ではなく、利用されている方の2割ということか？地域密着型通所介護は各市町村にそれなりに設置されているので、2割では少し多いくらいではないか。1割でも問題ないのではないかと個人的に思う。

(委員)

自身の事業所について、現在の利用者数を計算したところ1.5割までいかないくらいである。

(委員)

1.5割くらいあれば2割で良いかと思う。

(事務局)

区域外指定についてはハードルが高いと申し上げたが、一番認められる場合が多いのが地域密着型通所介護である。ケースとしては、総合事業対象者については地域密着型通所介護の利用が伊勢原市民に限定されないため、市境の事業所では近隣市の市外住民の方が利用されていることがある。こういった方が要介護になった場合に区域外指定が認められ

る傾向がある。

(委員)

地方から子がいる伊勢原市に住所を移さないで転居する場合であるが、区域外指定が認められる要件があるのか？

(事務局)

住所を異動できない事情による。事情をお聞きしたうえで、住民票が異動できないやむを得ない事情があり、かつ代替サービスでも対応できないということであれば、認めるケースもある。

(委員)

現在利用されている方で、転換によって入浴ができなくなる、食事がとれなくなる方がいらっしゃるかと思うが、そういった方たちはどうするのか？

(事務局)

既存の事業所も食事や入浴を提供していない運動型のデイサービスとして運営しているので、引き続き同じようなサービスが利用できる。また、転換することによって料金などが変わってしまう場合については、事業所が利用者に対し文書で説明し同意をもらうということについて、法人代表者名で計画書を提出してもらっている。もし利用者さんがほかの事業者に移りたいという話をした場合は、ケアマネジャーと連携し、代替サービスをみつけることについても事業計画の中に記載してもらっている。

(委員)

料金は上がるのか？

(事務局)

介護報酬が単位数という形で単価が設定されており、仮に要介護1の方であれば地域密着型サービスですと3時間のサービス提供に対し416単位となっている。通常規模のデイサービスは370単位のため40単位ほど差がある。これを円に直すと、差額としては1日あたり400円くらいになる。このうち自己負担割合が1割～3割のため実際に上がる負担額としては数十円数から百円程度である。

(会長)

ほかにございますか。特にないようでしたら、次の議題に進みます。

(3) 令和7年度地域包括支援センター活動計画

(事務局より説明)

(会長)

ただいまの説明につきまして、質問、御意見等がございますか。

(会長)

参考資料は、昨年度の会議で意見があった各包括支援センターの課題が見える化した方がわかりやすいという意見を踏まえて作成いただいた資料だと思われる。

担い手不足と個別避難計画の難しさが読み取れると感じた。

(委員)

さきほど、北部を改築して今会場が使えないという話があったが、今後その改築が終了すればその会場が使えるという状況になるのか？

(事務局)

地域の公共施設の方の改築は、終了後は現段階では活動を中止するという御意見が出ているので、今後は新しいミニサロンの立ち上げなどを支援する。

(委員)

認知証地域支援推進員の活動について小学校の親子向け養成講座があるが、その後の流れとして小学生～高校生と活動が繋がっていくようなことができればと思うが難しいのか？

(事務局)

中学生になると部活等があり中々参加できない。また、学校も交えてというのが中々授業の兼ね合いもあり難しい。ただし、地域で学校の役員に所属する方からも協力したいという声もあるので、そういった方々をキーにして継続的な支援につなげたいと考える。

(委員)

北部の担当の民選委員だが、先ほど質問があった閉鎖になったところをよく知っているが、辞められた利用者さんが最近元気がないということで、関わっている民選委員3人で月1回ラジオ体操をしようという動きになっていると報告を受けた。

成瀬小学校区の地域学校共同活動推進委員会をしているが、地域の中に多くの認知症の方がいらっしゃるため、子どもにも少しでもそのことをわかってもらえるような活動を行っ

てる。例えば「なるっ子」といって金曜日の放課後に成瀬小学校の子どもが成瀬公民館に来ているなかに北部包括のオレンジサッカーも一緒に活動させていただいたり、夏祭りに参加させてもらうなどの活動をしている。また認知症の方のお話を聞いてもらうなど、子どもたちに少しでもわかってもらえるような活動をしている。今度9月27日に成瀬小学校で保護者中心でふれあい祭りがあり、そこで1つブースをもらった。北部包括センターの職員と相談し、認知症にかかわるDVDや紙芝居や手話の歌を一緒に行うことになっている。子どもたちには福祉マスターというような記念品になるものを作成する計画も立てている。

(事務局)

包括支援センターから成瀬地区の民選委員さんが非常に協力的であり、ほかの包括からも非常に参考にさせていただいているという話を聞いている。

(委員)

私は高森台に住んでおり、地震があったときなど災害時の対策として自治会で小さなブロックに分けて避難訓練をしている。そのなかで寝たきりや1人暮らし高齢者の方は誰が面倒を見ようかというところまでは練習で行っているが、その先の対応が全然見えていない。緑台小学校が二次・三次避難場所になるが、そこに行ったら何をしてくれるのか、市が何を提供してくれるのか、寝たきりの方は避難したところでベットがあるのかというのが分からない。今、富士山の噴火や南海トラフ地震も身近な問題になっている。このあたりは市の防災担当の方が積極的に情報発信していただけないかと思う。

(事務局)

個別避難計画の策定についても、危機管理課と協議しているが、避難所運営の話になると地域の防災組織による運営になる。いま御意見をいただいたことを踏まえ具体的にどう動いた方が良いか、支援ができるのか、ベットがどうなるかなど具体的なことも情報収集しながら共有させていただきたいと思う。

(会長)

ほかにございますか。特にないようですので、次の議題に進みます。

(4) 令和7年度高齢者福祉及び介護保険に関する予算について

(事務局より説明)

(会長)

ただいまの説明につきまして、質問、御意見等はございますか。

(委員)

資料1のところで、令和8年度の計画のなかにいわゆる介護保険料の設定を見直すような話を書いてあるが、設定を見直さなければいけないというような状況に来ているのか？更新などでその年にはとりあえず見直しをするのか？

(事務局)

3年に1度、介護保険料の基準額を見直すことになっており、その際には向こう3年間に見込まれる高齢者人口の推計を行い、そこからさらに要介護認定者がどれくらい増えるかという推計を行う。さらにそこから、どれだけの介護サービスが使われるのかという量の推計を出し、その量からどれだけ介護給付費がかかるという推計を行い、給付費から逆算して介護保険料の水準を決める。従って、要介護認定者が増加しサービスを使う人が増えればそれだけ給付費がかかり、保険料の金額も上がる。計画書にも要介護認定者の推計を記載しているが、やはり今後高齢者が増加する見込みであるため、介護保険料の基準額についても増額せざる得ないような状況が推測される。

(委員)

資料を見せていただき、やはり保険給付費の割合が一番大きいことがわかる。実際に入ってくる介護保険料もそこに充てられると思うが、今の見込みではどの程度の値上げになりそうか？

(事務局)

基本的に介護保険事業費の23パーセントの部分を65歳以上の第1号被保険者の方に負担していただくという制度である。さらに細かくいえば調整交付金という交付金があり、本来5%交付されるものだが、所得が高い人や若い人が多いと5%分をもらえなくなってしまう。そうするとその不足部分を第1号被保険者の介護保険料で賄わなければいけない。伊勢原の場合は調整交付金が2%弱しかもらえていないため、残りの部分を介護保険料で負担しなければいけない。

今までの改定のなかで、要介護認定者数が増えればそれだけサービスが増えるというのは確実であるため、やはり今の傾向で言うと介護保険料を上げなければ介護保険事業が運営できなくなってしまうのではないかと思われる。ただし、介護保険料の設定には様々な要素があり、例えば介護保険料の基金があり、保険料で余剰分が出た場合はこの基金に積み立てられ改定の際には積み立てた分を介護保険料の減額に充てることもある。また、利用者の自己負担割合の見直しなどの制度改正の要素も影響してくる。現時点で具体的な値上げ幅などは申し上げられないが、現在の傾向でいくと要介護認定者数の増加や重度認定

者の増加により現行の保険料水準では難しいという感覚である。

(委員)

私はすでに年金生活者であるため、やはり値上げされるのは嫌な話だと感じる。実際の介護保険サービスはまだ受ける状態ではないし、40代くらいの人たちと将来の話をするなかで取られっぱなしになるのではないかという不安があると思う。入ってきたお金なのだから使ってしまえばいいということではなく、適正に使われているのか見ていただきたい部分はある。こういった仕組みは介護保険にはないのか？

(事務局)

例えば計画値に対し90%の執行であった場合、10%分は多くいただいているという話になるので、その分については基金に積み立てさせていただいている。基金に積み立てられたお金は介護保険料の見直しの際に計算させていただき保険料減額に活用している。

(委員)

ケアマネジャーと話すと、介護保険で下りるから使ってしまいましょうと言われるという話をよく聞くが、やはりお金なので適正に使うようにしていただきたい。

(事務局)

過剰なサービス提供を行っているケースはないとは言い切れない。過剰給付は介護保険料の上昇につながってしまうため、給付適正化の取り組みは推進していく必要があると認識している。

(会長)

ほかにございますか。特にないようでしたら、次の議題に進みます。

(5) 介護保険認定状況等について

(事務局より説明)

(会長)

ただいまの説明につきまして、質問、御意見等がございますか。

特にないようなので、次の議題に進みます。

(6) その他

(事務局)

議題の2番目でお話した地域密着型通所介護の転換の件について、今後のスケジュール

を補足説明させていただく。本日委員の皆様からいただいた意見を踏まえて市で条件付加の内容を決めさせていただき、その内容を先方に伝え、うえで条件を受け入れるということであれば、次に事業所のほうから許認可のための指定申請が市に対して行われる。その後市条例に基づき、基準を満たしていると判断がされた場合は指定が行われるという流れになっている。事業者がいつ申請するかにもよるが、最短の目安では、今月中に申請があった場合は約1か月後、10月以降が開設の目安になるのではないかと思います。

(会長)

ただいまの説明につきまして、質問、御意見等がございますか。
ないようですので、この議題は終了いたします。

3 閉会（事務局）

けあぷろnaviの説明及び次回運営協議会の日程を連絡。